

## 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」の設定（案）

## 1. 「量の見込み」自体を減補正するもの

- ①3号認定（0歳家庭のみ）
- ②放課後児童健全育成事業（高学年）
- ③幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）
- ④その他の一時預かり事業（保育所等）
- ⑤病児・病後児保育事業

## 2. 「量の見込み」自体は減補正せず、区域間調整のみ行うもの

- ①3号認定（1・2歳家庭のみ）
- ②2号認定（幼稚園希望以外）

## 3. 「量の見込み」を「利用実績」を考慮し引き上げるもの

- ①子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ②地域子育て支援拠点事業（子育てプラザ）
- ③子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

## 4. 国の算出方法等による「量の見込み」をそのまま活用するもの

- ①1号認定、2号認定（幼稚園希望のみ）
- ②時間外保育事業（延長保育事業）
- ③放課後児童健全育成事業（低学年）

## 5. アンケート調査によらずに「量の見込み」を設定するもの

- ①利用者支援事業
- ②乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん）
- ③養育支援訪問事業
- ④妊婦健診事業